

### (3) 障害者基本計画（第3次）の策定

第2次計画の期間の満了を迎えるに当たり、障害者政策委員会において、国際社会の動向、これまでの国内における取組の進展等を踏まえ、平成24年7月以降、新たな障害者基本計画に関する調査審議を行い、同年12月に「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を取りまとめて内閣総理大臣に提出した。

これを受け、政府において、障害者政策委員会の意見に示された考え方を踏まえて新たな障害者基本計画の原案を作成し、原案に対する障害者政策委員会の意見の聴取を行った。障害者政策委員会の意見及びパブリックコメントにおいて寄せられた意見を踏まえ、障害者基本計画（第3次）（以下「第3次計画」という。）を策定（平成25年9月27日閣議決定）し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとした。

#### 【第3次計画の特徴】

##### (1) 障害者施策の基本原則等の見直し

第3次計画では、平成23年の障害者基本法改正の内容を踏まえ、計画の基本原則として、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調を盛り込んだ。

##### (2) 計画期間の見直し

昨今の障害者施策を取り巻く経済・社会状況の変化が速いこと等を踏まえ、第2次計画までは10年としていた計画期間を5年（平成25年度～29年度）に見直した。

##### (3) 施策分野の新設及び既存分野の施策の見直し

障害者基本法改正（平成23年）、障害者差別解消法の制定（平成25年）等を踏まえ、以下の三つの分野を新設した。

- Ⅲ. 7. 安全・安心（防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等）
- Ⅲ. 8. 差別の解消及び権利擁護の推進（障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等）
- Ⅲ. 9. 行政サービス等における配慮（選挙等及び司法手続等における配慮等）

また、第2次計画において記載のあった既存分野についても、障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実（Ⅲ. 1. (2)(3)）精神障害者の地域移行の推進（Ⅲ. 2. (2)）、新たな就学先決定の仕組みの構築（Ⅲ. 3. (1)）、障害者雇用の促進及び就労支援の充実（Ⅲ. 4. (1)(2)）、優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ（Ⅲ. 4. (3)(4)）等、障害者基本法改正や近年行われた障害者施策に関する新規立法等を踏まえた既存施策の充実見直しを行った。

##### (4) 成果目標の設定及び計画の推進体制の強化

計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標を設定した。また、障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記するとともに、障害者施策に関する情報・データの充実を推進することとした。

■ 図表14 第3次障害者基本計画の概要

第3次障害者基本計画の特徴	
<b>障害者基本計画</b>	
障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画	
<b>経緯等</b>	
<p><b>【これまでの計画】</b>            障害者対策に関する長期計画（昭和57年度～平成4年度）            障害者対策に関する新長期計画（平成5年度～平成14年度）            ※平成5年の障害者基本法成立（心身障害者対策基本法の全面改）により、同法に基づく基本計画として位置付け            障害者基本計画（平成15年度～平成24年度）</p>	<p><b>【今回の検討経緯】</b>            平成24年5月以降、障害者基本法改正（平成23年）で新設された障害者政策委員会において調査審議            障害者政策委員会における検討を踏まえ、政府において計画案を作成（計画原案に対しても委員会の意見を聴取）            また、25年8月24日から9月5日までパブリックコメントを実施</p>
<b>概要（特徴）</b>	
<p>① <b>障害者施策の基本原則等の見直し</b>            障害者基本法改正（平成23年）を踏まえ施策の基本原則を見直し            ①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調            また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記</p> <p>② <b>計画期間の見直し</b>            制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年（平成25年度～平成29年度）に見直し</p> <p>③ <b>施策分野の新設</b>            障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定（平成25年）等を踏まえ、以下の3つの分野を新設            7. 安全・安心防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等            8. 差別の解消及び権利擁護の推進障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等            9. 行政サービス等における配慮選挙等及び司法手続等における配慮等</p>	<p>④ <b>既存分野の施策の見直し</b>            基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し            ・障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実（Ⅲ.1.(2)(3)）            ・精神障害者の地域移行の推進（Ⅲ.2.(2)）            ・新たな就学先決定の仕組みの構築（Ⅲ.3.(1)）            ・障害者雇用の促進及び就労支援の充実（Ⅲ.4.(1)(2)）            ・優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ（Ⅲ.4.(3)(4)）            ・障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進（Ⅲ.10.(1)）等</p> <p>⑤ <b>成果目標の設定</b>            計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標（※）を設定            ※ それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、政府として達成を目指す水準</p> <p>⑥ <b>計画の推進体制の強化</b>            障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進</p>